

鹿児島ジュニアラグビーフットボールクラブ規約

平成 8年	7月 21日	制定
平成 18年	4月 8日	改正
平成 20年	4月 1日	改正
平成 21年	4月 1日	改正
平成 22年	4月 1日	改正
平成 27年	6月 6日	改正

第1章 総則

第1条（名称）

このクラブは、「鹿児島ジュニアラグビーフットボールクラブ」（略称：鹿児島ジュニアラグビー、または、K. J. R. F. C.）と称する。（本規約においては、以下、当クラブという。）

第2条（事務局）

事務局は、「〒890-0045 鹿児島市武一丁目 16-1-304 永井 重成宅内」におく。

第2章 目的

第3条（目的）

当クラブは、ボランティアで参加するスタッフの指導、保護者支援のもとに、部員のラグビー技術向上を期すとともに、プレーを通じて自分に負けない強い気持ち、仲間への思いやりや献身の心（One for all, All for one の精神）を持ったラガーマンの育成を目的とする。

第3章 組織・構成

第4条（チーム編成）

（1）中学部チーム（中学1～3年）

（2）小学部

①高学年チーム（小学5～6年）

②中学年チーム（小学3～4年）

③低学年チーム（小学1～2年および未就学児）

ただし、未就学児（3才児以上）については、保護者同伴（保護者も一緒に練習）を原則とし、小学1～2年についても可能な限り保護者同伴のこととする。

なお、女子については、体力等を考慮しながら適宜編入する。

（3）チームの改編時期（新チーム体制）は、原則その年度内における各チームの最終公式戦終了後とし、その時点で、各部員は1学年進級したものとみなし、新チームでの練習を開始するが、具体的な時期については、都度運営委員会で決定する。

第5条（役員）

役員は、クラブ代表と若干名の顧問をおく。

- (1) 代表は、全スタッフ・全部員・保護者を統括し、当クラブを代表する。
- (2) 顧問は、当クラブ運営に関して代表・副代表・その他運営委員の相談にのり助言するとともに、指導を助勢する。

第6条（スタッフ）

練習の計画・実行、遠征・合宿・その他クラブ主催行事への引率・参加の責任を負い、部員育成のために現地指導を行う者、または、クラブ運営のために働く者をいう。

- (1) 総監督 スタッフを統括し、当クラブ運営全般を担う。

(2) 指導スタッフ

地域のラグビー経験者等から招聘する。部員への効果的な指導を基本に、時代に即した技術指導の習得研鑽に努める。

スタッフの体制見直しは、原則12月のスタッフ会議で調整のうえ、1月の運営委員会に諮問する。任期は、原則その年度内における最終公式戦終から1年とし、具体的な時期については、運営委員会で決定する。

①中学部監督 中学部チームを統括する。

②小学部監督 小学部（高学年チーム・中学年チーム・低学年チーム）を統括する。

③コーチ 編成チームごとにヘッドコーチ1名を中心に、コーチ若干名を置く。

(3) 事務局

①事務局長 クラブ運営に関する事務手続きや諸会議連絡、入部手続きおよび本規約等の説明。総務係、用具係、会計係および、世話役（母親会）を統括する。

②総務係 小学部1名、中学部1名を選出し、事務局長を補佐する。総務・広報を取り仕切るとともに、クラブ名簿の管理・保管、試合結果〔対戦チーム名・点数(得点方法)・出場選手名(交替選手)・その他特記事項〕の記録・保管を行う。また、世話役（母親会）との調整を担う。

③用具係 小学部・中学部それぞれから若干名を選出し、当クラブのボール・用具類の保管と試合・練習会場への運搬を担う。

④会計係 1名を選出し、事務局長を補佐する。会計を取り仕切る。

第7条（保護者スタッフ）

- (1) 育成スタッフ 保護者から選任し、監督・コーチ陣の指導をサポートする準コーチをいう。人数は特に定めないが父兄への積極的な協力を求める。(便宜上、コーチと称する。)

- (2) 世話役 母親会から学年毎に、互選により世話役(正)1名、世話役(副)若干名を選出する。試合結果〔点数(得点方法)・出場選手名(交替選手)等〕のメモ取りの助勢と事務局総務係への報告、会計係の助勢、交流行事（ぜんざい会・豚汁会など）等の取り仕切りと、それらに関する保護者やスタッフとの調整連絡を行う。

第8条（監事）

監事は運営委員会の執行状況の監査並びに、会計監査を行い、その結果を総会で報告する。なお、監事は、事務局および運営委員以外から2名選出する。

第9条（主将・副将）

スタッフは、部員の中からチーム編成単位ごとに、主将（キャプテン）と副将（バイスキヤプテン）を任命し、チームのリーダーとして率先垂範させる。

特に主将にはキャプテンシーを学ばせ、責任を持ってチームを牽引させるとともに、部員にその意義を浸透させる。

選任は、12月のスタッフ会議、および1月の運営委員会確認を経て、任期は、原則その年度内における最終公式戦終了後から1年とし、具体的な時期については、運営委員会で決定する。

第10条（加盟団体）

当クラブは、鹿児島県ラグビーフットボール協会（少年委員会）に加盟する。

第4章 活動

第11条（練習）

(1) 中学部は、原則、土曜日（午前9時～午後3時）と日曜日（午前9時～午後3時）とする。

(2) 小学部は、原則、日曜日（午前9時～12時）とし、チーム編成単位で行う。

(3) 必要に応じ練習日の追加や練習時間の延長、合宿等を設定する。

なお、クラブ内的一体感を醸成するために、原則として、始まりの挨拶以降、準備運動、基礎体力づくりまで（30分間程度）は、全部員による合同練習とする。

第12条（試合出場）

(1) 中学部はジュニアラグビーの、小学部はミニラグビーの、各種公式戦、交流戦、交歓試合等に出場する。また、小学部はタグラグビーの試合にも出場する。

(2) 試合出場は、各編成チーム単位を原則とするが、部員数に応じて複数チーム編成することもある。

第13条（交流行事）

親子間、部員間、およびスタッフとの交流を深めるために、行事を設ける。

具体的には、夏季合宿（7～8月）、蹴りはじめ（練習初め：1月）、卒部式（3月）を中心ぜんざい会・豚汁会等・親子ゲームなどとする。

なお、ぜんざい会・豚汁会等は、世話役を中心に母親会に尽力頂く。親子ゲームは父親および母親の参加を求める。

第5章 入部・退部・休部・除名

第14条（入部）

- (1) 入部希望者およびその保護者には、事務局またはこれに代わるスタッフが面談を行い、当クラブ規約について十分な説明を行う。
- (2) 入部受付は隨時とし、入部申込書に連絡先（固定電話番号・携帯電話番号・メールアドレス）等の必要事項を記載し、誓約事項（当クラブの事故時の免責）に捺印のうえ提出する。
- なお、連絡先等の個人情報については、本来目的以外には一切使わないものとする。

第15条（退部・休部）

退部または休部する者は、監督またはコーチ陣と面談し、退部届または休部届（様式自由）を提出のうえ承認を受けることとする。

第16条（退部勧告、除名）

当クラブは、部員および保護者、スタッフに次の事項に該当する不適切な挙動があった場合は、運営委員会において、その部員への退部勧告または、除名を決定する事ができる。

- (1) 本規約に定める各条項に関し重大な違反をした時、または重大な違反をしたと明確に判断される時。
- (2) 当クラブの名誉と品格を著しく毀損した時。

第6章 部員および保護者の心得

第17条（部員および保護者の心得）

- (1) 部費および臨時費の期限までの納入。
- (2) 保護者の定期総会等への出席。
- (3) 練習または試合会場・集合時間等の連絡は、責任を持って伝達する。なお、連絡網による場合は、最終受信者はヘッドコーチに連絡終了の報告。
- (4) 特に指示のない場合は雨天でも練習はある。（雨天も練習に参加する。）
- (5) ヘッドキャップ・スパイク・ユニフォーム〔所定のジャージ・ストッキング・短パン（白）・ゼッケン〕・練習着（運動のできる服装）等の準備、購入。
- (6) 練習（コンタクトプレー時）および試合時のヘッドキャップの着用。
- (7) 中学部は練習（コンタクトプレー時）および試合時のマウスピース装着。
- (8) 忘れ物の注意と持ち物への記名。
- (9) 練習に参加できない場合は、事前に監督またはコーチ陣に届け出る。
- (10) 病気や体調不調の場合は、事前に監督またはコーチ陣に届け出る。
- (11) 当クラブのボール・用具類の保管や運搬の助勢。
- (12) 部員（子供）のポジションに関する具申や主将・副将への推举等は慎む。（監督・コーチ陣に委ねる）

- (13) 保護者会や母親会、その他クラブ行事への協力。
- (14) 監督・コーチ陣へ、および部員間・保護者間での元気な挨拶の励行に努める。
- (15) 監督・コーチの指示、指導に従う。
- (16) 集合時間の遵守。
- (17) 他の少年ラグビークラブやスクールとの重複加入の禁止。

第7章 表彰制度

第18条（卒部証書の授与）

中学3年まで当クラブに在籍し活動した部員には、3月の卒部式で卒部証書と記念品、小学部については、小学6年の3月まで在籍した部員に記念品を授与する。

第19条（総監督表彰）

卒部式に併せて、ラグビーに対する取組み姿勢・態度が最も優れ、当クラブが敬意を表すべき部員に記念品とともに表彰状を授与する。

該当者は1月のスタッフ会議で審議し、2月の運営委員会において総監督が決定する。

- (1) 総監督賞 卒部対象者（小学6年生および中学3年）の中から、長年に渡り継続してラグビーの練習に励み、かつ、犠牲的精神（One for all, All for oneの精神）をもってチームの活動や結束に貢献した、小学部・中学部それぞれの「Best of Ruggerman」を、3月卒部式で表彰する。

第20条（監督表彰：三賞）

三賞は、部員にとって大きな励みとなるよう、中学部および小学部からそれぞれ、公式戦や九州協会公認の交流戦（ジャンボリー）・交歓戦で活躍または奮闘した者に贈る賞とする。一つの賞に複数の受賞者がいる場合、一人の部員が複数の賞を得る場合もあるが、該当者がいないこともある。卒部式に併せて表彰する。

該当者は1月のスタッフ会議で審議し、および2月の運営委員会で決定する。

- (1) 殊勲賞 優勝あるいは優勝争いに大きく貢献、または、九州大会や九州ブロック別大会で強豪チームの打破に貢献した部員が授与対象となる。
- (2) 技能賞 年間を通じて優れた技能にもとづき、個性的・創造的プレーを発揮した部員に授与する。
また、技能の豊富さだけでなく、ランニング、パス、コンタクト、タックル、さらにバックスならキック、フォワードならモール&ラック等が、基本に忠実な部員に授与することもある。
- (3) 敢闘賞 大きな選手・強い選手でも怯まぬタックル、厳しいプレッシャー下でも一歩でも前進しようという強い意志など敢闘精神溢れるラグビーを展開した部員に与える。

また、殊勲賞にも技能賞にも該当しにくいが人々に感動を与えた部員に授与することもある。

第8章 会議

第21条（総会）

- (1) 構成 総会はクラブ代表・スタッフ・保護者にて構成される。
- (2) 開催 定期総会は毎年1回、5～6月（鹿児島県ラグビー協会総会終了後速やかに）に開催する。なお、緊急を要する場合は臨時総会を開催することができる。
- (3) 招集 総会はクラブ代表が招集し、事務局は事前に日時・場所を周知する。
- (4) 議長 議長は、運営委員・事務局・監事以外から選出する。
- (5) 議決事項
- ①活動報告および収支決算に関する事項。
 - ②活動計画および収支予算に関する事項。
 - ③規約の改正に関する事項。
 - ④その他、当クラブの運営の関わる重要事項。
- (6) 議決要件 出席者の過半数をもって議決する。

第22条（運営委員会）

- (1) 構成 クラブ代表、顧問、総監督、監督、事務局長、ヘッドコーチ（中学部、小学部高学年・中学年・低学年）、会計からなる運営委員で構成する。また、中学部および小学部スタッフ代表者若干名を委員にすることができる。
- (2) 開催 1月（スタッフ新体制の決定、主将・副将の確認・総会日程および会場確認）、2月（総会議事の審議、受賞者の決定）、6月（当面の活動）は必須開催とする。必要に応じ隨時開催できる。
- (3) 招集 クラブ代表が招集する。
- (4) 座長 なお、必要に応じ運営委員以外のスタッフを招集できる。
- (5) 役割 座長はクラブ代表とする。ただし、代表不在時は総監督がこれを行う。
- ①総会付議事項の審議・決定。
 - ②監督・コーチ陣配置（スタッフ新体制）の決定。
 - ③監督・コーチ陣の遠征費用補助、関係者への香典・見舞金・謝礼金等の審議・決定。
 - ④スポーツ保険の手続きおよび給付状況の確認。
 - ⑤チーム編成単位ごとの主将・副将の確認。
 - ⑥コーチ・育成スタッフの発掘、養成。
 - ⑦規約の軽微な改正。（ただし、総会に事後報告し承認を得る。）
 - ⑧その他、当クラブ運営に関わる重要な案件の審議・決定。
- (6) 成立要件 構成員の過半数の出席。

第23条（スタッフ会議）

- (1) 構成 構成はスタッフとするが、必要に応じ、役員・保護者スタッフの参加を求める。
- (2) 開催 12月（スタッフ新体制の調整、主将・副将の決定）、1月（表彰該当者の審議、卒部式打合わせ）は必須開催とし、コーチング研修を含め必要に応じ適宜開催する。
なお、軽微な伝達等は練習後に行うなど効率的開催に努める。
- (3) 招集 総監督または監督が招集して開催する。
- (4) 座長 座長は総監督または監督とする。
- (5) 役割 ①運営委員会での決定事項の伝達。
②スタッフ新体制の審議・調整。
③主将・副将の決定。
④総会・卒部式・その他行事の準備。
⑤試合・練習・合宿・親子ゲームなど具体的活動日程の策定と確認。
⑥鹿児島県ラグビーフットボール協会からの連絡事項の伝達。
⑦練習内容・方法の検討と指導方法の意思統一。
⑧ルール・技術の勉強会、意見交換会。

第9章 会計

第24条（会計年度）

会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第25条（部費）

当クラブの会計は、部費および目的に賛同する者の寄付等によって賄う。

- (1) 部 費 ①18,000円／年 (一般会計)
②スポーツ保険料は、クラブが加入する保険の保険料の実費をクラブの預かり金として徴収することとし、保険会社の保険料の改定・見直しがあった時には、これをその年度の保険料として適用する（一般会計とは別途徴収）。
- (2) 納入期日 I期分（4月～9月分：9,000円に保険料、協会登録料（当該年度の鹿児島県ラグビー協会への個人登録料の実費）を加算した額）を4月中に一括納入する。
II期分（10月～3月分：9,000円）を10月中に一括納入する。
なお、4月に年額一括納入も可とする。
- (3) 納入方法 以下の銀行口座への振込みとし、振込手数料は部員負担とする。

【振込先】

銀行名：鹿児島銀行 支店名：新上橋支店

口座名：鹿児島ジュニアラグビーフットボールクラブ

口座番号：普通預金 538307

- (4) 使　　途　　①ボール、その他用具類の購入費用。
　　　　　②加盟団体の加盟費。
　　　　　③対外試合（遠征）や合宿の旅費・宿泊費の補助。
　　　　　④交流行事や卒部式の費用。
　　　　　⑤その他、運営に必要な消耗品費・通信運搬費・雑費。
- (5) 中途入部　　入部手続きをした翌月以降の月数分（半期分の月割り額）とスポーツ保険料と協会登録料を一括振込む。
- (6) 中途退部　　前納分の部費については、一切返金しない。
- (7) 部費減免　　①遠隔地（鹿児島市外）からの入部者は、部費を半額免除する。
　　　　　②兄弟で在籍する場合、3人目以降は部費を免除する。
　　　　　③特別な事由がある場合は、運営委員会の決定において部費を免除することがある。
　　　　　④以上の減免に該当する場合でも、スポーツ保険料及び鹿児島県ラグビー協会個人登録料は部員負担とする。
- (8) そ　　の　　他　　部費（一般会計）とは別に、遠征等の際、臨時費（交通費・宿泊費等）を徴収することがある。

第26条（特別会計）

総会の決議を経た場合、必要に応じて特別会計を徴収し積立てることができる。

第10章　事故への備えと免責

第27条（スポーツ保険加入）

部員は万一の事故に備え、入部とともに(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。加入手続き、事故時手続きは事務局が行うものとする。
なお、事故時の補償は加入する保険会社の約定通りとする。

第28条（事故の免責）

当クラブの活動中（練習、各種試合、合宿、その他当クラブが主催または関与する行事）および、自宅等と活動場所との往復途上に発生した事故については、治療費、賠償等の責任は一切負わない。スポーツ保険の給付をもってこれらの拠出に替える。

第11章　付則

第29条（創部）

当クラブは平成12年4月1日に、甲南ジュニアラグビーフットボールクラブを主体に鹿児島少年ラグビースクールが統合し結成された経緯から、甲南ジュニアラグビーフットボールクラブ創部の平成8年7月21日をもって創部とする。

第30条（効力）

この規約は、第24条（会計年度）については、平成17年度までは、4月1日～翌年3月末日まで、平成18年度は、18年4月1日～平成18年12月末日（9カ月会計）、平成19年度、20年度は、1月1日～12月末日とし、平成21年度以降は、4月1日～翌年3月末日とし、その他条項については、平成18年4月8日から効力を発する。

以上